

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
前文		<p>筑紫野市域は、古代から明治22年まで御笠郡の一部で、34の村に分かれていたが、明治22年の町村制の施行により、二日市、御笠、山家、筑紫、山口の五村に統合され、明治28年に二日市村が町制を施行し一町四村となった。現在の筑紫野市域は、昭和30年にこの一町四村が合併し筑紫野町となってから形成された。筑紫野町は人口4万人に達した昭和47年に市制を施行して筑紫野市となり現在に至っている。本市の有する歴史・文化は古く、福岡平野、筑後平野、飯塚盆地を相互に結ぶ交通の要衝にあり、福岡都市圏の拡大と共に急速に都市化してきている。</p> <p>筑紫野市議会(以下「議会」という。)は、この多彩な地域に暮らす筑紫野市民(以下「市民」という。)を代表する合議制の機関として、時代の変化に即した議会改革に鋭意取り組んできた。</p> <p>近年、地方分権の流れの中で、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化しており、議会と首長がともに住民を代表する二元代表制において、その一翼を担う議会の責務や役割も増大している。</p> <p>議会は、その果たすべき責務や役割を市民に明らかにし、これまでの改革の取組や成果を確かなものとしてこれを更に発展させていく必要がある。</p> <p>ここに、議会は、市民から選ばれた代表としてその責任を自覚するとともに、日本国憲法及び地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の精神にのっとり、市民の負託に全力を挙げ応えていくことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を制定する。</p>			—	
1	目的	<p>この条例は、議会の基本理念を明らかにし、議会の役割及び活動原則並びに筑紫野市議会議員(以下「議員」という。)の責務、役割等議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。</p>			—	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
2	基本理念	<p>議会は、二元代表制の下、市民を代表し、市の意思決定を担う議事機関として、多様な市民の意思の調整を図り市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の確立を目指すものとする。</p>			—	
3	議長の役割	<p>議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けての先導的な役割を果たすものとする。 2 議長は、議会活動の状況、市政の課題に対する議会の方向性等について広く市民に明らかにする役割を担うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 議長は、円滑な議会運営のため、議会ごとに議会運営委員会、常任委員会の代表と会合し、議会運営の振り返りを定例化してきた。 一定公正公平な議会運営がなされている。 コロナ禍の中、オンラインで市民との対話をしてきたりと状況に即応し、トップとしての役割を果たしてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 議長が議会の方向性を示すのは機会を設けないと難しいように思い、例えば、議会だよりに特設を組み、SNSでも発信をするなどが必要かと思いません。 議会の方向性を年度初めに示されたい。 議長としての自覚と責任をしっかりと持って他の議員を率先垂範していただきたい。 	4.0	
4	議会の活動 原則	<p>議会は、第2条の基本理念にのっとり、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、筑紫野市長（以下「市長」という。）及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営を監視し、及び評価するものとする。 2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を立案及び提言することにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。 3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対し議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。 4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、議会関係条例等を遵守し、これらの条例等について絶えず見直しを行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 常任委員会での審査・調査を行い、市政の運営を監視し、評価している。 議会だより、ホームページ、議会報告会等を通して説明責任を果たしている。 議会基本条例の検証を2年に1回行っている。 令和3年9月議会で、議員の欠席事由に、育児、看護、介護等を明文化。産前産後の期間にも配慮した欠席期間の範囲を明文化した。 常任委員会議事録が公開されるようになり説明責任が一步進んだと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会だよりの掲載の工夫や委員会の通年テーマ等に基づき調査研究を実施している。 コミュニティ協議会、一般市民、学生との意見交換がもっと必要。 コロナ禍の下において取り組みの限度があるが改選後さらに実施可能な目標を立てると思われる。 自由討議は予算決算特別委員会や常任委員会で数回出来たのはよかった。しかし、必要な政策の立案及び提言はできていない事が課題。 市民に必要な意見を政策として立案することが十分にできていない 【2項】政策の立案及び提言の内容について、検証が必要と考える。 街づくりの活動においては、市民活動にまだまだ参加の余地があると思うが、スケジュールが重なったりして、完全にはできていない。（物理的な問題） 議会報告会の市民参加はまだまだ議員それぞれの後援会や支持者などへの声掛けが出来ていない。 自由討論の活用がもう少しあっていい。 住民モニターを活用することで、もっと外から見た議会がわかる。 	3.5	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
5	議員の活動 原則	<p>議員は、選挙により選出された市民の代表として、その負託に応えるため、地域の課題のみならず、広く市政全般の課題とこれに対する市民の意思を的確に把握し、議会の構成員として、議会活動を通じて市政に反映させるものとする。</p> <p>2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意思を把握し、市政に反映するよう努めているが十分ではない。 ・議会改革推進会議や各委員会では活発に議員相互の意見交換があったり、自由討議が行われている。しかしその中身においては、深く掘り下げた討議ができていないか疑問を感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は議員間討議などを取り入れ議員の資質向上、審議や議論の充実を図る。 ・議員相互の自由な討議は以前よりできるようになったが、もう少し機会を増やすべき。 ・特別委員会などでは議員間討議が行われているが、全体的には十分でない。 ・委員会での自由討議はまだ課題が大きいと感ずる。 ・開催時間延長が望まれる。(会議を取り仕切る議長または委員長の経験と資質の向上が必要である。) ・PTなど活用することにより、より合議制の意味が大きくなったので、更に有効活用すべき。 	3.5	
6	議員の能力 向上	<p>議員は、審議、政策の立案等に必要能力の向上を図るため、研修及び研究に積極的に取り組む等不断の自己研さんに努めるものとする。</p> <p>2 本会議及び委員会における質問等は、市の行政事務について市長等の見解を求める重要な権利であることから、議員はその責任を自覚し、内容の充実にも努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・筑紫野市議会議員研修を毎年度実施している。 令和4年1月21日 「気候の機器と脱炭素社会に向けた自治体の役割」 令和4年12月9日 「いすみ市が取り組む有機農業産地づくり」 ・他団体が実施している研修への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会で実施した、オンライン研修、県内視察など、委員会だけでなく、議会全体に呼びかけたのはよかった。文教福祉のICT授業、給食センター視察、建設環境の気候変動、総務市民の朝倉被災地視察も当初は全体化する予定であった。このような機会は全体化することで議会全体の認識につながる。 ・自己研鑽は個々にバラツキあり。 ・政策立案に関する研修から政策立案ができていないのか検証が必要と考える。 ・質問主旨がどうということなのか、を相互に理解し合う、また委員会運営についても検証していくことが求められると考える。 ・様々な研修や講演会に積極的に参加し自己研鑽に不断の努力が必要である。 ・コロナ禍もあり、出向いての視察学習機会が減ったが、オンラインを使用することで、今後の研究学習が可能となる市ができたので、オンラインを更に活用すべき。 	3.5	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
7	会派	<p>議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、市政の課題に関して会派内及び会派相互での積極的な討議及び調整に努めるものとする。</p> <p>3 会派は、市政の課題に関する情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うほか、研修等の実施により所属する議員の議会活動を支援するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会派代表者会議で議会運営についての調整は行われている。 ・会派では、議会ごとに議案について意見交換する機会を持った。 ・コロナ禍で行政視察ができなかったが、会派ではできるだけオンラインでの研修に取り組むことができた。 ・市政の課題や市民相談等、情報共有を行い、課題解決に取り組んでいる。研修等は、会派を超えて実施している。 ・会派内討議は十分に行われている。 ・コロナ禍である事で、視察、研修の開催ができない状況が続いたが、この一年はZOOM等のオンライン形式の研修が開催されており積極的に受けつつある状況ではないか。今後のコロナ感染拡大など注視していく必要がある。 ・会派で積極的に研修を受けることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政の課題について、会派相互での検討、調査研究ができるような場を設定できると良い。 ・更に会派で議案や条例について議論を重ね議会の役割を十分に果たす。 ・会派相互の討議、議論が行われていない。政策立案や提言がない。会派として予算要求するべきではないか。 ・前回より積極的な討議調整ができるようになった。しかし、政策の立案及び提言を行うには至っていないのが課題。 ・会派内における市政の課題に関し積極的な討議及び調整が不十分に感じられた。 ・市民がどのようなことで悩みを抱えているのか、相談をどこにすればよいのか、そのことを理解していただくうえで情報案内の周知が望まれる。また定期的なアンケート等の情報収集が必要である。 ・会派に属さない議員が、請願書や陳情書に並ぶ。本来ならば会派代表だけであり、議会制民主主義としてはアンフェアになる。整理すべし。 	3.6	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
8	市民参加の 推進	<p>議会は、市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるため、次に掲げる方法等により、市民の議会活動への参加を推進するものとする。</p> <p>(1) 委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度を活用すること。</p> <p>(2) 請願及び陳情が提出されたときは、これらを市民による施策提案としてとらえ誠実に処理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務委員会では、陳情を出された方にきていただいて、ご意見を伺うようにしてきた。 ・ホームページ等による議会活動の認識と参加を推進している。 ・参考人から直接話を聞くことがない。 ・【1項】委員会の運営に当たっては公聴会、参考人の制度活用がほとんど活用されていないのが現状 ・【2項】請願、陳情に対してもっと理解を深める議論が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・公聴会は実施できていないが必要があれば躊躇せず活用し、今後も議員個人が広く市民や団体の声を広く伺う。 ・陳情が出されても、委員会で討議され、その場限りで終わっている。市民の政策提言としての捉え方が弱い。 ・議会に対しての意識向上をどのように上げていくか。 ・公聴会や参考人招致制度を活用するべきではないか。 ・公聴会及び参考人の制度の活用はできていない。 ・委員会の運営に当たり公聴会及び参考人の制度活用が不十分に感じられた。 ・請願・陳情については書面だけでなく本人から直接聞く制度の活用。 ・【2項】請願に対する処置について、採択された請願の処置の経過と結果を求める。請願者の趣旨説明に関する要綱などを定める。 ・公聴会及び参考人の制度について、実例も入れた研修が必要だと考える。 ・請願、陳情が提出された場合、問題点の抽出、あぶり出しをじっくりと行うべき ・議会モニター制度を導入すべし。 	3.0	
9	会議等の公 開等	<p>議会は、その意思決定に至る過程を市民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を、速やかに、公表するものとする。</p> <p>2 議会は、市民が会議等を傍聴しやすい環境を整備し、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議会活動に係る情報の公開及び提供に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会日より、ホームページに議員個々の賛否を掲載 ・本会議、常任委員会、特別委員会等を原則公開としている。資料等の閲覧を実施し、会議録をホームページで公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議だけがインターネット中継・録画視聴ができるが、委員会もインターネット公開できるように検討したい。 ・常任委員会の議事録公開など取組んでいるものの、委員会の動画配信等も今後の課題です。また、傍聴者の氏名記入等は必要性を含め整理が必要。 ・議会に対しての意識向上をどのように上げていくか。 ・資料の閲覧や、会議開始前からの傍聴など、市の審議会等より、より開かれたものとなっていると考える ・ウィズコロナが当たり前（風邪）となっていくことを前提に考えるとZOOM 会議の議論（セキュリティの問題等も含め）が進めば、さらにICTの活用が求められる。 	3.9	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
10	広報の充実	<p>議会は、市民に開かれた議会を実現するために、多様な広報媒体の活用により、議会活動に関する広報の充実努めるものとする。</p> <p>2 議員及び会派は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会ごとに議会だよりを発行 ・議会ホームページによる情報発信 ・議会Facebookでの情報発信 ・インターネットによる本会議のライブ中継、録画放映 	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議だけがインターネット中継・録画視聴ができるが、委員会もインターネット公開できるように検討したい。 ・議会だよりの配布は確実にしているが、SNSの活用により既読数などの検証も行い、社会情勢に適した新たな情報発信も必要。 ・議会に対しての意識向上をどのように上げていくか。 ・本会議のライブ中継に加えて、常任委員会や特別委員会のライブ中継の検討。InstagramやTwitterでの情報発信の検討も必要。 ・討議資料やSNSなどの情報発信には、十分に留意する。 ・委員会のライブ中継や録画放映が求められる。 ・情報発信のICT活用は大事であるが、それぞれの人脈にも広報発信が必要である。 ・youtubeとの連動も視野に。 	3.8	
11	議会報告会	<p>議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。</p> <p>2 議会報告会に関することは、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度議会報告会 12月…オンライン、13人参加 ・令和4年度議会報告会 5月…オンライン・2か所、24人参加 11月…オンライン・2か所、30人参加 ・新にWEBを活用し、今後も告知や運営に工夫をしながら継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の増加につながるよう検討したい。 ・向上している。 ・議会に対しての意識向上をどのように上げていくか。 ・参加者を増やすための取組が必要。TwitterやInstagramでの発信は若い世代への発信も必要では。 ・市民が多数参加してもらうため開催告知の工夫が必要。 ・オンラインとリアルを組み合わせる形で、市政に意見を持つ新しい参加者が増えたことは評価すべきと考える。リアル議場での開催を実現したい。 ・回を重ねるごとに参加人数が増えていることは成果が上がっていると捉えてよいのでは。 ・参加がしやすいような創意工夫がまだまだ必要である。（時間帯、曜日、開催場所等） 	4.0	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
12	市長との関係の基本原則	議会は、二元代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する市長との権能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保ちながら、自らの機能を最大限に発揮するよう努めなければならない。	・即決議案が少ないという事は、相互の緊張感はあると思う。	<ul style="list-style-type: none"> ・二元代表制ではあるが、原状では、議会としての機能を最大限に発揮できているとは言い難く、議会自らが努力をする必要があると考えている。 ・一元代表と揶揄されているぐらい、執行部の権威が大。 ・市長とのコミュニケーションが必要。 ・しっかり遵守されている。 ・自らの機能を発揮するための研鑽を深める必要がある。 ・「対等かつ緊張ある関係を保ちながら、自らの機能を最大限に発揮する」とはどういうことか討議する必要があると考える。 ・常に議員の資質向上のために勉強や執行部との対話や意見交換が必要。 ・委員会付託された議案は当該委員会以外の議員との議案の内容の共有が深くできていない。 	3.0	
13	質疑応答等	議会の会議等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。 2 議会の会議等において、市長等及びそれらの補助職員は、論点及び争点を明確にするために議員の質問等に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	一般質問において一問一答方式を採用している。	<ul style="list-style-type: none"> ・一問一答である限り、再質問ができるよう事前調整の時間が確保できるように議会運営できると良い。 ・一般質問など、議員からの提言や提案について、スケジュール間も踏まえて相互に役割りが十分に果たせるように。 ・同じ一問一答方式なのに、他市は途中から自席で質問している。違いがわからない。 ・執行部からは一般市民に対して分かりやすい答弁になるように努めていただきたい。 ・議会では投げかけだけで答弁も薄い。せめて一投目に続く再質問はあっていい。 	3.1	
14	政策等の監視及び評価	議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、その効果及び成果について評価するものとする。	条例・予算決算等の議案の審査をはじめ、日々の議会活動を通じて行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が作成している、事業評価等の資料を、議会としても活かす必要がある。 ・補正などは4半期ごとに報告されると適正に評価できる。 ・議案に対する審査はじっくり丁寧に行うべき。 	3.5	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
15	政策の立案 及び提言	議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正、議決等を通じて、市長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。	・常任委員会でテーマを持って調査研究するということまで進めてきた。	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会での調査研究から、政策立案に至る道筋、検討過程を考えてはどうか。 ・必要があれば躊躇せず活用する。 ・議会として政策の立案及び提言が出来ていない。 ・議員提案条例をもっと積極的に制定するべきではないか。 ・議案の修正、積極的に政策の立案は出来ていない。 ・条例制定や、政策立案のために研修し習得が必要。 ・議会からの政策の立案及び提言ができていない。 ・任期のどこかで、条例の改廃等について意見交換する場を設けてはどうか。 ・積極性に欠ける部分がある。知識を得る取り組みが必要。 ・委員会での年間テーマを今後条例や事業精査に活かす。 ・政策立案、提言ができていない。 	2.5	
16	議会の資料 要求等	議会は、予算及び決算の審議に当たるとき、又は市長等が重要な政策若しくは施策を策定し、若しくは変更したときは、市長等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるものとする。この場合において、市長等は、これらに適切に対応するよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・議案書等のほか、資料提供及び説明を求めている。 ・適切に対応されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議案書、資料等の日付の表記を、元号と、西暦年を併記するようにすると、わかりやすくなる。表紙を目次のように含まれる議案名を記入すると良いのではないか。 ・委員会での協議など、議論を尽くすためにも十分な資料の要求や意見が大切。 ・資料の開示をもっと前向きにすべき、丁寧ではない。 ・委員会での傍聴は提出された議案の問題点を知るうえで最重要である。 	3.7	
17	地方自治法 第96条第 2項の議決 事項	法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、筑紫野市市民自治基本条例（平成22年筑紫野市条例第23号）第10条第1項に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定及び改定に関するものとする。 2 議会は、前項以外に議決事件を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならないものとする。	令和2年第1回定例会 第六次筑紫野市総合計画基本構想 及び基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画に基づく施策の進行状況を所管の委員会で、把握、事業評価をすることで、予算決算にいかし、次の総合計画への課題とすることができるのではないか。 ・定期的な進捗状況の報告がなされること。 ・総合計画の基本計画の策定において今の現状に合ったものとなっているのか時間をかけて検証をしていく必要がある。 	3.7	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
18	自由討議の 保障及び拡大	議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。 2 議員は、前項の議員相互の自由討議を拡大し、条例、意見書等の議案提出を積極的に進めるよう努めるものとする。	常任委員会、特別委員会で委員間討議を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・少しずつ、自由討議が行われるようになってきたが、調査研究し、さらに充実するよう考えたい。 ・自由な討議は以前より出来るようになった。しかし、条例の提出は出来ていない。 ・議案提出が行えるような積極的な議員間討議が必要。 ・委員間討議は不十分だと考える。 ・委員間討議の中で相手を非難したりして、議員の資質が問われぬよう努力が必要である。 	3.3	
19	政務活動費	会派又は議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。 2 政務活動費の交付及び執行について必要な事項は、別に定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・各会派では会計責任者を決め、毎年度交付、執行についての説明を受け、年度末に報告書の作成をしている。（会派に属さない議員は、各個人で管理） ・平成29年度から視察・研修報告、収支報告書、領収書等をホームページで公開。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で支出が減っているものの、目的を果たす為に有効な手段の検討が必要。 ・コロナ禍の下において制限されているが、その対策が必要。 ・コロナ禍で返納等を行った。必ずしも政務活動費を使わなくても、オンライン研修の実施等も増え、調査研究は行える。 ・当活動費については、適正な使用及び会計がなされているので現状継続でいいと思う。 ・政務活動費の出費を伴う政策立案に関する研修は、政策立案ができていないのか検証が必要と考える。 ・セキュリティなどの問題も様々あるかと思うが、オンラインでの報告書が作成できるよう願う。 	3.8	
20	委員会の運 営	議会は、社会情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。 2 委員会審査に当たっては、資料等を公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 3 委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・議案は原則として委員会に付託している。 ・委員会は公開とし、資料を閲覧できるようにしている。 ・令和4年度から会議録をホームページで公開している。 ・各分野の行政課題等に対して適切に対応するため、常任委員会協議会を開催している。 ・事務調査は文書化し報告されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政事務事業の執行状況のチェックが不十分。 ・委員会のライブ中継がまだ出来ていない。 ・ホームページを見られない方も含めて一人でも多くの方に周知ができるかをもっと議論し閲覧数の向上を図る。 ・今後はオンラインなど使い、委員会での市民など聴こうをすすめる。 	3.7	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
21	議会図書室	議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書の整理 ・ 図書だよりの発行 ・ 先進事例検索機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書購入について、全議員のアンケートを実施した。政策検討に役立つような情報の収集と整理について検討し、図書室が政策検討の場になるよう考えたい。 ・ 議員の意見を吸収し本を選択するなど向上している。議員の活用が不十分では。 ・ 図書委員会PTで充実に努めている。 ・ 議員による図書の活用。 ・ インターネットの普及で、図書の活用がおろそかになっている。 ・ 県図書館や大学との連携を図る。 	3.5	
22	議会事務局の体制強化	議会は、市長等の事務執行の監視及び評価、政策の立案及び提言等に関する議会の機能を向上し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化に努めるものとする。 2 議長は、議会事務局の職員を適正に配置するよう努めるとともに、職員の専門的能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。	議会事務局組織体制 職員定数7人（現員数7人） 事務局長（1） 議事課長（1） 議会担当係長（1） 議会担当主任（3） 議会担当主事（1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任の図書司書の配置はむつかしいが、資格を持つ職員の配置を検討して頂きたい。 ・ 定数が十分か近隣市や業務内容に照らして検討が必要。 ・ 職員の能力を高め事務局を充実強化するためには適正な職員配置が必要でありそのための増員が必要。 ・ 事務局と議員の関係について双方の全員で意見交換する場を設けてはどうか。 ・ 以前の企業では品質向上をうたっている企業が多かったようだが、それにもまして人材育成が求められている。 ・ 議会事務機能の多様化と法務担当が必要となり、もう一人増員が妥当。 	3.8	
23	議員の政治倫理	議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。 2 議員の政治倫理について必要な事項は、別に定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治倫理条例に基づき、毎年度資産等報告を全議員が行っている。 ・ 議会全体で行っている研修も含めてよいのではないか。人権研修、福岡県議会のパワハラ防止条例についてなど。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員に対する事務局への指摘は議会で共有し、筑紫野市議会の議員としての市民の付託に応える努力を怠らない。 ・ 政治倫理は個人それぞれが持っていることではあるが、期数や経験でその差異があってはならない。 	3.8	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
24	議員定数	<p>議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。</p> <p>2 議会は、定数の改定に当たっては、公聴会制度等の活用により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。</p> <p>3 議員定数について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状定数で市民の意思を反映させ議会の運営はできる。 ・【2項】市民の意見聴取や反映が、議論がなされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の3常任委員会を維持するためには、最低限21人が必要、議長を含め22名の定数で良いと思う。 ・公聴会制度等の活用は出来ていない。 ・今後の人口変動と社会情勢の変化を見極めながら、それらに対応した検討が必要と思われる。 ・現状の人口に対しての議員の人数は、意見の多様性を反映するという視点では適正だと考える。 ・市民の意見聴取の反映の他に、人口の推移、市の面積、人口密集度等広範囲に検討課題をあぶりだすことも必要である。 ・現在まで現定数で異議はない。 ・議員定数が適切であるか否かは難しい問題ではあるが、深い議論が必要では。 	3.5	
25	議員報酬	<p>議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。</p> <p>2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、公聴会制度等の活用により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。</p> <p>3 議員報酬について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の改定を行った。 ・令和4年12月、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の改定を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬等については、他市の状況を勘案するとともに、当市の社会情勢も見たうえで、審議会の決定に委ねるのが良い。期末手当の割増倍率については根拠が明確ではなく、見直しの必要があると思う。 ・公聴会制度等の活用は出来ていない。 ・議員報酬についても議員定数と同じく人口変動と社会情勢の見極めが必要と思われる。 ・議員報酬については市町村議員の不足などさまざまな問題が提起されている、今後の議論が必要。 ・報酬を下げるべきという市民の意見もあるが活動状況だけでなく、議員ごとにライフステージなど条件が異なり非常に難しい問題だと考える。 ・少なくとも本市の財政状況が勘案されているのかは疑問に感じる。 ・議員のなり手不足が現実にはあると思うが、詳しく検証する必要がある。 	3.4	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
26	議会改革の 推進	<p>議会は、議会改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。</p> <p>2 議会改革推進会議について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会毎に議員全員で行う議会改革推進会議を開催している。 ・ICT、予算決算常任委員会化、図書室活用の3つのプロジェクトチームにより、議会改革を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍を経験して、オンライン会議の必要性を認識した。体制の整備の検討をすすめたい。図書室活用は、政策立案につながるような体制を考えたい。 ・前向きに進んでいる ・書類の削減がなかなか進んでいない。オンライン議会等はまだ出来ていない。 ・市長との関係でみると不明確な話もあり、その視点での見直しが必要ではないかと考える。 ・活発な意見が求められている。その中で思いのベクトルを合わせる必要がある。 ・更なる議会改革ICTを活用させる。 	3.8	